

フジグラン十ショッピングセンター南エリア

●香川県公告第四百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年七月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社フジ
愛媛県松山市宮西一丁目二番一号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
フジグラン十川ショッピングセンター南エリア
高松市十川東町字佐古五四番ほか
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
 - 1 大規模小売店舗において新たに小売業を行う者
株式会社サンタクロース
兵庫県姫路市飾磨区英賀春日町一丁目一四番地
株式会社タカラブネ
京都府久世郡久御山町大字佐山小字双栗三七番
株式会社中央
高松市松縄町六六五一四
上村孝人
三豊郡詫間町大字松崎二七七〇一三二
有限会社フードクリエイト
愛媛県松山市枝松五丁目八一一六
有限会社プラザクリエイト
愛媛県松山市枝松五丁目八一一六
 - 2 大規模小売店舗における小売業を中止する者
株式会社メディコ・二十一
愛媛県松山市宮西一丁目二番一号

4 変更年月日

平成十四年六月十四日

5 変更理由

法第五条第一項に規定する届出を行った後の事情変更により、当該大規模小売店舗において小売業を行う者一部を変更したため。

二 届出年月日

平成十四年六月二十七日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所
香川県商工労働部商工政策課
高松市役所産業部商工労政課
- 2 縦覧期間
平成十四年七月十六日（火曜日）から同年十一月十八日（月曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十四年十一月十八日（月曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部商工政策課及び高松市役所産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

フジグラン+ショッピングセンター南エリア

1 記載すべき項目

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇-八五七〇
高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部商工政策課商業・組織グループ